

平成 27 年 2 月 吉日

保護者様

大阪市立勝山小学校
校長 浅井 泰三

平成 27 年度 (2015 年度) 就学援助の申請について

平素は、本校の教育活動にご協力いただきありがとうございます。

就学援助制度は、教育の機会均等の趣旨に則り、経済的な理由によって就学が困難な児童の保護者に対して、必要な援助を行うことにより、すべての児童が教育を円滑に受けられるよう設けられています。この制度の趣旨をご理解いただき、援助を希望される場合は、「平成 27 年度 (2015 年度) 就学援助制度のお知らせ」をよくお読みのうえ、下記のとおり申請してください。

記

1 提出書類について

- | | |
|------------------------------------|---------|
| ① 平成 27 年度 (2015 年度) 就学援助申請書兼世帯状況票 | |
| ② 申請理由を証明する書類 | ※必要な方のみ |
| ③ 就学援助費口座振替申出書 (保護者用) | ※必要な方のみ |

(1) 「①平成 27 年度 (2015 年度) 就学援助申請書兼世帯状況票」について

- ・ 世帯で学校ごとに 1 枚を提出してください。

【例】中学生 1 名・小学生 2 名の 3 人きょうだいの場合→中学校へ 1 枚、小学校へ 1 枚提出

- ・ 家庭状況の欄の 1 番目には「主たる生計維持者 (保護者)」を記入してください。

(2) 「②申請理由を証明する書類」について

- ・ 「就学援助制度のお知らせ」をよくお読みのうえ、必要な書類を提出してください。
- ・ 市税事務所・区役所の窓口では本人確認をおこなっております。市税事務所・区役所発行の課税証明書が必要な方は、本人確認書類 (運転免許証、健康保険証等) をお持ちいただきますようご注意ください。

(3) 「③就学援助費口座振替申出書 (保護者用)」について

- ・ 認定後に支給される援助費は、原則として学校徴収金の振替口座 (大阪シティ信用金庫 生野支店) への振込をお願いしております。ただし、口座名義は申請される保護者様本人の名義に限ります。
- ・ 学校徴収金口座に振込を希望される場合は、この申出書は不要です。
- ・ 学校徴収金の振替口座以外に振込を希望される場合は、この申出書が必要ですので学校までお問い合わせください。ただし、継続申請の方で引き続き同じ口座を使用される場合は不要です。

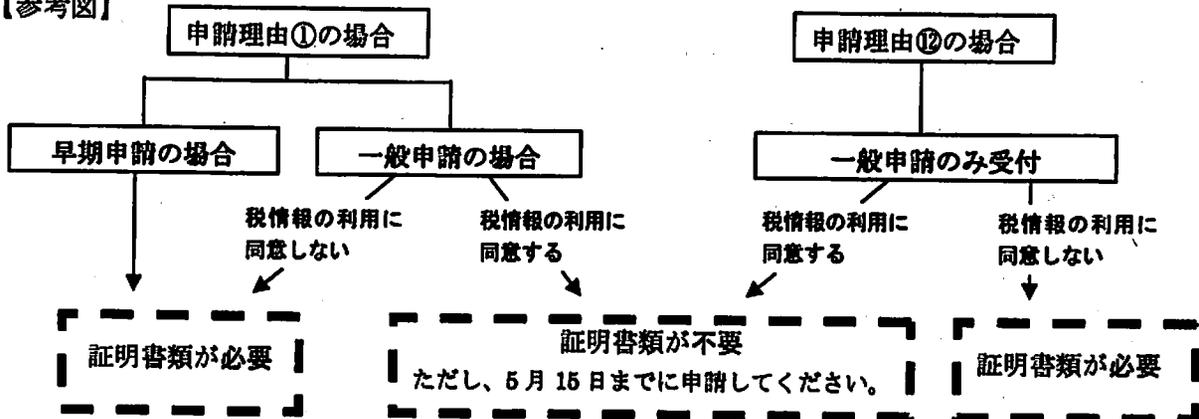
裏面もお読みください

2 受付期間について

〈早期申請〉平成27年3月 2日(月)～3月16日(月)
〈一般申請〉平成27年3月 2日(月)～6月30日(火)
ただし、税情報の利用に同意される場合は5月15日(金)までに提出してください。

- 7月1日以降も随時受け付けますが、4月1日にさかのぼって認定ができませんので、期間内に提出してください。
- 税情報の利用に同意される場合、早期申請はできません。また、申請理由⑫の場合は同意の有無にかかわらず、早期申請はできません。(図のとおり)

【参考図】



3 提出方法について

〈提出方法〉保護者様のご持参(平日8:30～17:00)または郵送
〈提出先〉〒544-0021 大阪市生野区勝山南1-3-5
大阪市立勝山小学校 事務室

- お子様を通じての提出は、書類の紛失等の危険がありますのでご遠慮ください。
- 郵送での提出の場合、郵送料は保護者様でご負担ください。

4 その他留意点について

- 生活保護を受給されている方は停止・廃止になった場合すみやかに就学援助が受けられるように、また、6年生は修学旅行費が支給されますので必ず申請してください。
- 就学援助の認定を受けた後に、収入のある家族が増えた、修正申告により収入・所得の金額に変更があった等、申請時の内容に変更があった場合は、速やかに学校に申し出てください。

ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

大阪市立勝山小学校 事務室 TEL: 06-6716-1166

教育委員会事務局 学校経営管理センター事務管理担当(就学援助グループ)

TEL: 06-6575-5654